



茨城労働局発表
令和3年8月5日（木）

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室				
	室長	荻野 辰昭			
	室長補佐	長岡 昭広			
	電話	029-224-6216			

令和3年度茨城県最低賃金の改正答申について － 引上げ額は28円 －

茨城地方最低賃金審議会（会長 清山 玲）は、本年7月16日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考に、茨城県における各種経済指標などを勘案して慎重に審議した結果、本日8月5日、茨城労働局長（下角 圭司）に対し、現行の最低賃金の時間額851円を28円引上げて（引上率3.29%）、879円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

なお、本年においては、新型コロナウイルス感染症により危機的状況にある中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、業務改善助成金など既存施策の更なる拡充はもとより、新たな支援策と速やかな給付体制の構築を国に求めるとともに、茨城労働局に対しては、茨城県内自治体と連携して、各種支援策を必要とする中小企業等へ、周知啓発等による、制度の一層の利活用の促進を求める旨が答申に盛り込まれました。

これを受けて、茨城労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の茨城県最低賃金の改正を決定する予定です。

（参考）

茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（答申）
最低賃金改定額	796円	822円	849円	851円	879円
対前年度引上率	3.24%	3.27%	3.28%	0.24%	3.29%
対前年度引上額	25円	26円	27円	2円	28円